

年金 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(28点)

(1) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）に関する以下の記述について、正しい場合には○を、正しくない場合には×と正しい内容を記載しなさい。

- ア 基金を設立しようとする被保険者の集団においては、運営の安定性のために雇用が安定していなければならない、過去3か年における年間退職者の割合（脱退率）が概ね20%以内であること。
- イ 過去勤務債務の段階引上げ償却とは、財政計算の基準日の翌々日から起算して5か年以内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法で段階的に引上げる特別掛金を設定する方法をいう。
- ウ 最低積立基準額の算定に用いる予定利率において、「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成9年厚生省告示第83号）」に規定する「0.8以上1.2以下の数」を設定するときは、最低積立基準額が基金が解散した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることから、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、事業主に対して十分な情報提供を行うこと。
- エ 積立水準の回復計画において、最低責任準備金の将来予測に用いる年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの前提は、原則として回復計画の作成時における直近の過去5事業年度の実績の平均（ただし、当該平均が零を下回る場合にあっては、当該実績に基づき合理的に見込まれる率）を下回らないものとする。
- オ 給付設計の変更にあたり給付水準が下がる場合、給付設計変更の理由に関する要件のひとつとして「給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合」が含まれるが、この場合、設立時または合併および分割があった時から5年以上が経過していることが条件となる。

(2) 以下の表は厚生年金基金における財政検証の結果、報告様式として作成された『様式⑩責任準備金及び最低積立基準額の明細書』の一部である。以下の①～⑤を適切な語句または数値で埋めなさい。なお、下表の諸数値の表示桁未満の端数はないものとする。

	(①) (第3号～ 第3号の4)	権利義務の 承継等 (第5号～ 第5号の5・ 第11号・第13号)	(②) (第7号～ 第8号の5)	中途脱退者に係 る代行給付の 現価相当額 (第9号～ 第9号の4)	権利義務の移転 (第12号・ 第14号)	最低責任準備金 (月末)
前年度末						K 13,876,253
4月	(略)					
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						387,655
					(③) 負担金 (第15号)	M 382,771
					(④) (第16号)	N 23,173
					当年度末未払金及び未収金相当額	O 10,394
					最低責任準備金 (年度末)	P (⑤)

- (3) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の代行保険料率の算定に関する基準「代行保険料率の算定に関する取り扱いについて（平成 7 年 3 月 30 日 年発第 1510 号）」のうち、経過措置に関する記述について、以下の①～⑧を適切な語句または数値で埋めなさい。

四 代行保険料率の算定に係る経過措置について

- (i) 基金規則附則第 7 項に基づき、平成①年②月から同月以後最初に到来する基金令第 36 条の 2 第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める月の前月までの間（以下、「経過措置期間」という。）に適用される③の基準となる代行保険料率は、次のとおりとすること。
- ア 代行保険料率の算定基準日における④の額が⑤相当額を上回っている場合
前記 2 に基づき算定した代行保険料率と平成⑥年⑦月分の③の基準となる代行保険料率のいずれか⑧率
- イ その他の場合
前記 2 に基づき算定した代行保険料率
- (ii) (略)

- (4) 厚生年金基金の規約上掛金の設定に関する基準について、以下の①～⑥を適切な語句で埋めなさい。

規約上掛金は、標準掛金、特別掛金および①に区分して定め、原則として、上記に定めるところにより算出した数理上掛金を千分率未満を②とすること。ただし、基本プラスアルファ部分の③について、数理上掛金が 1 0 0 0 分の 1 未満となる場合は、数理上掛金を万分率未満を④とすることができること。

また、代行部分の規約上標準掛金率は⑤とすること。なお、代行部分の規約上掛金と基本プラスアルファ部分の規約上掛金を合計したものを基本部分の規約上掛金として規約に定めること。この場合において、当該財政計算と同時に⑥を算定した場合には、当該⑥を千分率で小数点以下を四捨五入した値（ただし、その値が 1 0 0 0 分の 5 0 を上回っている場合は 1 0 0 0 分の 5 0、1 0 0 0 分の 2 4 を下回っている場合は 1 0 0 0 分の 2 4 とすること。）が⑤であるものとして、代行部分の規約上標準掛金率を定めること。

- (5) 次は、公的年金における段階保険料方式に関する記述である。空欄に適切な語句を下の選択肢 (A) ~ (M) の中から選び記号で答えなさい。

厚生年金、国民年金は、歴史的には制度発足当初から段階保険料方式がとられていたというわけではない。制度発足当初は、により計算された保険料（率）が設定されていた。しかしながら、当時の給付水準は、現在と比べ低い水準にあったことから、当然、保険料水準も現在の給付水準から計算されるものより低い水準で保険料（率）が設定されていた。

その後、厚生年金については、昭和 23（1948）年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、で求めた率よりも低い暫定的な保険料率が設定され、に近い保険料水準に引き下げられた。

その後、昭和 29（1954）年に厚生年金の抜本的な改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、で求めた率よりも低い保険料率が設定されたが、同時に、保険料率を将来段階的に引き上げていく段階保険料率方式を採用し、財政再計算において保険料率の将来見通しを作成することとなった。

また、厚生年金、国民年金は、制度発足後の制度改正、特に、昭和 48 年改正で物価スライド・賃金再評価が導入されたことにより、大幅な給付改善が行われたが、給付改善により新たに発生した費用は、により賄うこととされた。

このようなことから、過去、公的年金は必要な負担を求めてきていないと言われることがあるが、ここで、「必要な費用負担」といわれるのは、的な財政運営を行った場合に「必要な費用負担」であることに注意が必要である。

厚生年金、国民年金は、近年まで、おおむね積立金を積み増してきており、過去の保険料は、現行の保険料水準よりは低いものの、のもと必要な保険料水準よりは高い保険料負担を求めてきたことになる。

また、過去の保険料水準が低かった理由として負担能力との関係が取り上げられるが、過去の負担能力を考える上で、当時の経済状況や生活水準を考慮することは当然であるが、その他、との関係についても考慮する必要がある。

年金制度発足当初の現役世代の親世代は、公的年金を受給していないか、受給していてもわずかな金額である。このような状況では、現役世代は、自分の親を扶養する必要があり、親を扶養しながら、自分の加入する公的年金の保険料を納める必要が生じることとなる。

的な考え方では、親世代が受け取る年金に相当する分しか、保険料を払う必要はないことからという問題は生じないが、的な考え方では、親を扶養しながら自分の老後のための保険料を拠出することとなり、という問題が発生することとなる。

すなわち、現役世代の親世代が十分な年金を受給できない制度成熟期間中においては、との関係から、現役世代の負担能力が低下していることに留意して考える必要がある。

【選択肢】

- (A) 賦課方式 (B) 積立方式 (C) 加入年齢方式 (D) 平準保険料方式 (E) 開放基金方式
(F) 国庫負担 (G) 追加費用 (H) 後代負担 (I) 二重の負担 (J) 世代間扶養
(K) 公的扶助 (L) 私的扶養 (M) 保険料の不払い

問題 2. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(32点)

(1) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の設立事業所の減少および減少設立事業所にかかる掛金の一括徴収について、以下の①~③の各問に答えなさい。

- ① 基金の設立事業所が減少する場合に、減少設立事業所において必要な同意手続きについて簡記しなさい。
- ② 基金の設立事業所が減少する場合に、減少設立事業所の事業主から一括して徴収しなければならない掛金について、その内容を簡記しなさい。
- ③ 上記②に加えて規約に定めるところにより、減少設立事業所の事業主から一括して徴収することができる掛金について、その内容を簡記しなさい。

(2) 厚生年金基金の加算年金の額の算定等について、以下の①、②の各問に答えなさい。

- ① 厚生年金基金設立認可基準取扱要領において、加算年金の額の算定は原則として次のア~カのいずれかの方法によることとされている。以下の空欄に入る要件の内容について簡記しなさい。

- ア

	ア
--	---
- イ

	イ
--	---
- ウ

	ウ
--	---
- エ ア~ウの方法を組み合わせた方法
- オ

	オ
--	---
- カ ア~オの方法を組み合わせた方法

- ② 厚生年金基金設立認可基準取扱要領において、①のエおよびカにおける「組み合わせた方法」として4つの方法が定められているが、その内容について簡記しなさい。

(3) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の指定基金健全化計画について、以下の①～④の各問に答えなさい。

- ① 指定対象基金の要件について簡記しなさい。
- ② 健全化計画における財政の健全化の目標について簡記しなさい。
- ③ 健全化計画に伴う財政の見通しを作成するとき用いることとなる最低責任準備金の予測に用いる利回りおよび基金の年金資産の見通しに用いる利回りについてそれぞれの基準を簡記しなさい。
- ④ 指定基金が積立水準の回復計画を策定する場合の留意点について簡記しなさい。

(4) 以下の枠内の表は、ある厚生年金基金（以下、「基金」という。）の平成 21 年度の年金経理の財政決算として作成された貸借対照表をもとに作成した資料、および財政運営上の前提を列挙したものである。これをもとに、以下の①～③の各問に答えなさい。

- ① この基金の継続基準の財政検証に関し、判定結果について数値を示したうえで基準を満たしているかどうか、また、基準を満たしていない場合には変更計算を留保できるかどうか説明しなさい。
- ② この基金の貸借対照表からは、当年度剰余金を大きく計上する結果となっていることが読み取れるが、この主要因として考えられるものを 2 点あげ、その内容を説明しなさい。
- ③ 最低責任準備金（継続基準）は、平成 21 年度の財政決算から貸借対照表上に表示されることとなった勘定科目であるが、従来の最低責任準備金との違いに触れたうえでこのような取り扱いとなった理由について簡記しなさい。

(単位：千円)

資 産 勘 定		負 債 勘 定	
流動資産	210,000	流動負債	10,000
固定資産	11,800,000	支払備金	400,000
資産評価調整額	1,000,000	給付債務	13,800,000
未償却過去勤務債務残高	700,000	(うち数理債務)	1,800,000
		(うち最低責任準備金(継続基準))	12,000,000
基本金	2,600,000	基本金	2,100,000
(うち繰越不足金)	2,600,000	(うち別途積立金)	0
(うち当年度不足金)	0	(うち当年度剰余金)	2,100,000
合 計	16,310,000	合 計	16,310,000

<この基金の財政運営上の前提>

- ・直前の財政再計算は平成 18 年度であった。
- ・資産評価の方法として収益差平滑化方式を採用している。
- ・予定利率は基本部分・加算部分とも 5.5%としている。
- ・平成 21 年度の数理債務の評価方法について、中途脱退者に係る移換金現価相当額に関しては平成 20 年度と同様の方法を採用した。
- ・許容繰越不足金の算定方法は、責任準備金の額に一定率を乗じて算出する方法を採用しており、「一定率」とは関係する法令・通知等にて定められている範囲で最大となる率を採用している。
- ・平成 20 年度に当年度不足金が大きく発生したことから積立水準が悪化し、継続基準の財政検証に抵触することとなり、下方回廊方式を適用した。
- ・平成 21 年度の時価ベース利回りは 21.0%であった。また、平成 21 年度中の脱退・昇給・新規加入員・加入員の給与総額等の実績については、ほぼ基礎率で見込んだとおりの推移であった。

【 第 II 部 】

問題 3. A、B いずれかを選択し解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、3 枚程度とすること]
(40 点)

A. 国民年金の納付率について、次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

平成 22 年 8 月 5 日に平成 21 年度の国民年金保険料の納付率が対前年度マイナス 2.1 ポイントの 60.0% であることが発表された。一方で、平成 21 年財政検証における国民年金の納付率の前提は 80% とされている。

- (1) 財政検証の前提と実績の違いについて、年金財政上どのような影響があるのか論じなさい。
- (2) 国民年金の未納者の分は厚生年金などが負担することになるから国民年金の保険料の未納は問題である、という意見がある。この意見に対してどのように考えるか、基礎年金制度の負担の考え方を踏まえ、所見を述べなさい。

B. 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の合併について、次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

- (1) 基金のうち、特に総合設立の基金が合併する際、論点となりうる制度設計上および財政運営上の課題をあげたうえで、それらの課題に対して、どのような方策を講じていくべきかアクチュアリーとしての立場から所見を述べなさい。
- (2) 総合設立の基金が合併することについて、基金存続のための有効な手段といえるか記述し、そのように考える根拠を述べなさい。

以 上

年金 2 (解答例)

【 第 I 部 】

問題 1.

(1)	設問	正誤	正しい内容
	ア	×	過去 3 か年における年間退職者の割合 (脱退率) が概ね 25% 以内であること
	イ	○	
	ウ	×	加入者及び受給者等に対して十分な情報提供を行うこと
	エ	×	直近の過去 5 事業年度の実績の平均 (零を下回る場合は実績に基づき合理的に算定) または厚生年金の直近の財政の見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか小さい率を下回らないこと
	オ	×	設立時または直近の給付水準の変更時から 5 年以上が経過していることが条件

(2)	①	免除保険料	②	代行給付相当額
	③	給付現価	④	離婚分割移換金
	⑤	14,633,126		

(3)	①	22	②	4
	③	免除保険料率	④	過去期間代行給付現価
	⑤	最低責任準備金	⑥	22
	⑦	3	⑧	大きい

問題1. (2枚目)

(4)	①	特例掛金	②	四捨五入したもの
	③	標準掛金	④	切り上げたもの
	⑤	免除保険料率	⑥	代行保険料率

(5)	①	(D)	②	(A)
	③	(H)	④	(B)
	⑤	(L)	⑥	(I)

問題 2.

(1)

①

- ・減少設立事業所の事業主の全部の同意
- ・減少設立事業所毎に使用される被保険者の2分の1以上の同意

②

次のいずれかを規約で定めて、一括徴収しなければならない。

- ア. 減少設立事業所に係る過去勤務債務償却のための掛金予測額の現価
- イ. 減少日において積立金が最低積立基準額を下回ると見込まれる場合、当該下回ると見込まれる額のうち減少設立事業所に係る分を合理的に計算した額
- ウ. 上記アまたはイのいずれか大きい額
- エ. その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額（厚生労働大臣が定める場合に限る）

③

上記のア（ウにおけるアを含む。）を規約で定めている場合には、規約で定めることにより、次に定める額についても徴収することができる。

- ・積立金が責任準備金を下回ると見込まれる場合の当該下回る額（例えば繰越不足金）のうち、当該減少設立事業所に係る分として合理的に算定される額
- ・事業所の減少により、その他の要因で増加する掛金の額のうち減少設立事業所に係る分として合理的に算定される額

また、規約で定めることにより、事業所が減少しないとしたならば、減少設立事業所の事業主が負担することとなるその他の掛金（事務費掛金）についても徴収することができる。

問題 2. (2 枚目)

(2)

①	
ア	加算適用加入員期間の全部又は一部に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法
イ	加算適用加入員期間であった期間の全部又は一部における加算給与の額その他これに類するものの平均額又は累計額に、加算適用加入員期間の全部又は一部に応じて定めた率及び規約で定める数値を乗ずる方法
ウ	加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は加算給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法
オ	ア～エの方法で算定した額と、これと異なるア～エの方法で算定した額のうち、高い額又は低い額とする方法

※ア、イ、ウは順不同

②	
	・加法
	・減法（ただし、減法の結果、給付の額が零を上回るものとする。）
	・一定の数値を乗ずる方法又は一定の数値で除する方法
	・加算適用加入員期間、給付額算定用加算適用加入員期間、加算適用加入員でなくなった事由、労働協約等に定める職種等又は年齢に応じて異なる算定方法とする方法

問題2. (3枚目)

(3)

①

厚生労働大臣が指定基金に指定する日の属する年度の前3事業年度の決算において連続して、純資産額が最低責任準備金の9割を下回っている基金。

②

財政の健全化の目標は、最低責任準備金の9割を最低限確保することとし、年金経理のみならず業務経理も含めた総合的な健全化に向けての基本方針を作成すること。その際には掛金の見直し、給付設計の変更等、基金の実態に応じた財政の健全化の目安になる数値目標も併せて設けること。

③

最低責任準備金の予測は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りについての直近の過去5事業年度の実績の平均又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれかを用いる。基金の年金資産の見通しに用いる利回りは、直前の財政計算で用いた予定利率を上回らないものとする。なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えない。

④

指定基金が積立水準の回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成すること。また、積立水準の回復計画の前提が健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。

なお、健全化計画の最終事業年度末日における純資産額が最低責任準備金に0.9を乗じて得た額以上となることを見込まれることとし、資産評価の方法として数理的評価を採用している場合は純資産額の見込額と最低責任準備金の見込額を欄外に列記すること。

問題2. (4枚目)

(4)

①

純資産額11,600百万円、責任準備金12,100百万円、許容繰越不足金1,210百万円

以上より、純資産額／責任準備金は0.95となり、責任準備金を確保できていないが、

(純資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金は1.05となり、1を上回ることから

繰越不足金を解消するための変更計算を留保することができる。

②

・ 予め予定していた運用利回り（代行部分は最低責任準備金（継続基準）の転がし利率7.54%、代行部分以外は予定利率5.5%）と、実際の運用実績21.0%の差から発生する利差益

・ 平成21年度財政決算より、貸借対照表に表示する代行部分の債務が最低責任準備金から最低責任準備金（継続基準）に変更になったことによる、いわゆる「期ズレ」の解消による差益

③

最低責任準備金の算定に用いる利回りについては、厚生年金本体の運用実績利回りが確定した後に遅れて最低責任準備金に付利する利率として適用されていたため、1年9か月の「期ズレ」が生じていた。この「期ズレ」は中長期的には影響が相殺されるものの、必ずしも意味があるとはいえない掛金の引上げや引下げに影響を及ぼす可能性があり、財政の中立化が徹底されたものとなっていない。このような理由により最低責任準備金調整加算（控除）額を新設することでこの「期ズレ」を解消し、従来の最低責任準備金に加算（控除）したものを最低責任準備金（継続基準）とすることとした。

【 第 II 部 】

問題 3.

A

【 解答のポイント 】

(1)

以下の点について内容が分かるように記載されていること。

- ・ 基礎年金拠出金の算定の対象となるのは国民年金においては保険料納付済み期間である。
- ・ したがって、国民年金の未納者が増加すると、その期間の基礎年金拠出金は全体的に支え手が減少し、他制度の基礎年金拠出金が増加することとなる。
- ・ しかしながら、国民年金の保険料の未納は将来の給付を減少させることとなることから、将来的には基礎年金拠出金の減少を招くこととなる。
- ・ このため、国民年金の保険料の納付率が財政検証の前提より低いものであっても、長期的に見れば大きな影響を与えることはない。

(2)

基礎年金の現在の負担の考え方は、社会保険方式に基づいた賦課方式となっており、保険料の未納者についてはその分の給付を行わず、現在の給付は現在の現役世代の保険料により賄うことを基本としている。

この前提に立てば、解答の方向は大きく分けて、

- ① 未納が発生する現行の社会保険方式は問題であるから税方式に移行すべき
- ② 未納の与える財政的影響はそれほど大きくないのであるから現行の社会保険方式を維持する方向で取り組むべき

に分かれるものと想定される。

①の場合には、未納の起こらない（とされる）税方式に移行した場合、これまで納付してきた者とそれ以外の者について、将来の給付について差を設けるか否かという大きな問題（差を設けなければ感情論、差を設ければ財政論）があることについて言及されていること、②の場合には、保険料の未納は将来の給付に結びつかなくなることから、無年金・低年金の者の発生という問題が発生しやすくなるという問題があることについて言及されていること。

【 模範解答例 】

(1)

(以下では、納付率の低下が総納付月数の低下を招いているという前提で記述する)

現在の基礎年金制度の財政の仕組みは、当年度の給付に要する費用（特別な国庫負担分を除く）を保険料納付総月数で按分して得た額を基礎年金拠出金として各公的年金制度が負担することとなっている。この場合において、被用者年金についてはそのすべてが保険料納付者として数えられ、国民年金については、保険料免除者については免除割合に応じて納付月数を減じることとされている。

こうした仕組みのため、基礎年金制度の財政は、国民年金において保険料の納付月数が減少すると国

国民年金の基礎年金拠出金が減少することとなり、逆に被用者年金の基礎年金拠出金が増加するという構造を持っている。

一方で、わが国の公的年金制度は、保険料納付をした者が将来の年金の給付を受けるという社会保険制度をとっており、現役時代の保険料の未納は将来の受給時代の年金額の減少を招くこととなる。

このため、国民年金の保険料納付月数が減少することは、直ちに、国民年金の基礎年金拠出金を減少させ、その分被用者年金の基礎年金拠出金を増加させる効果があるが、長期的には、基礎年金制度全体の給付額が減少することにより、全体的に基礎年金拠出金が減少するという効果がある。

このように、国民年金の納付月数の減少が年金財政に与える影響はプラス効果とマイナス効果があるため、国民年金の納付月数の減少をもって直ちに、年金財政へ悪影響があると断ずることは誤りであるといわざるを得ない。

以上のことは、財政検証上の財政見通しにおける納付率の前提と実績との違いについても当てはまる。すなわち、国民年金の納付率が財政検証上の前提よりも実績が下回った場合には、国民年金の基礎年金拠出金は財政見通しよりも小さなものとなることになり、その分を被用者年金が負担することとなる。しかしながら、長期的に見通すと納付月数の減少が基礎年金給付費の減少を招き、基礎年金拠出金は財政見通しよりも低くなるはずである。

これを明らかにするため、政府の社会保障国民会議において、国民年金の納付率の前提を変えた財政見通しが発表された。これによると、国民年金の納付率を80%とした場合の厚生年金の最終的な所得代替率が51.6%であるに対し、納付率を65%とした場合には所得代替率が51.1%と試算されており、確かに、財政的には若干マイナス面があるものの、その程度は大きなものであると断言するにははばかれるものであることがわかった。

以上のように、国民年金の納付率の実績が前提を下回ることが長期的な年金財政に与える影響はそれほど大きいものではない。

(2)

(以下では、未納は問題であり、未納のない税方式に変更すべきであるという視点で論ずる)

(1)で触れたように、現行の基礎年金制度は当年度の給付に要する費用を現役世代が負担していく制度であるから、現役世代において負担を逃れる者があることは社会連帯の意味においても問題があるといわざるを得ない。保険料の未納は将来の自らの年金額の減少を招くというペナルティがあるもののそれは遠い将来に発生することであり、負担する現段階において負担する者としないう者に差を設けることができないことは、現行制度の課題であるといえる。

これは、社会保険制度における国民年金が実態的に自主納付制度になっていることに起因する問題である。現状の社会保険方式は、拠出が給付の条件であることが基本で、自助努力の要素を取り入れた仕組みとなっている。制度的には強制徴収のしくみが設けられているものの、事務負担等の問題から国民年金の保険料の強制徴収はほとんど行われていないのが現状であり、今後も、国民年金の保険料の強制徴収には期待できないものとする。また、未納者や無年金者、低年金者が発生してしまうこと以外にも、高齢化の過程においては現役世代のみの負担が高くなることなどのデメリットがあると考えられる。

これを解決するためには、たとえば消費税を年金目的税化することが考えられる。保険料を保険税という名に変えて直接徴収するしくみでは、脱税という精神的プレッシャーを与えることが期待できる半面、国民健康保険の保険税の例から、必ずしも100%徴収に成功するとは限らないため、間接税を年

金目的税化することにより、自動的に納付状態にすることが必要であると考え。財政的な規模を考えると、この間接税は消費税がふさわしいであろう。

これにより、全国民が負担することとなり、現行の年金制度のような未納問題は生じなくなる。また、高齢化の過程においては全世代が負担することになれば現役世代のみの負担が高くなることも生じない。

しかし、消費税を年金目的税とする場合には次にあげられる問題を解決する必要がある。

まず第一に、これまでの社会保険方式による納付済み期間との連続性を図ることである。過去期間をすべて無視して新しい制度を導入することについては、ほとんどの者の大きな抵抗を受けるものと想像される。逆に、新しい制度による給付に過去期間の納付済み期間分の上乗せ給付を行うことも考えられるが、場合によっては倍近くの給付を行うことになりかねず、財政的な問題が大きそうである。これを解決する簡単な手段は、これまでの納付済み期間にこれからの消費税負担期間を加えていきこれを年金額の算定基礎にすることが考えられるが、消費税は子どもや年金受給者も負担することとなり、こうした者の期間の取り扱いをどのようにするのか、細かな取り決めが必要となってくる。また、消費税率を引上げる場合においても、必要に応じて段階的に実施する必要があり、低所得者に対する配慮も欠かせないものと考え、生活保護制度とも一体で仕組みの検討が必要である。ここで、高齢者に対する配慮もすべきであろうが、負担軽減を行うと現役世代の負担が重くなることにも留意すべきである。

第二に、消費税の滞納をどのように防ぐかが問題になる。保険料の場合と異なり、消費税の負担は必ず行われるが、負担された消費税が必ずしも国庫へ納められないとなると、不当な利益を得る者が出現することとなり、今の制度よりも大きな問題となることが想定される。このため、滞納に関して必要な措置を講ずることが望まれるが、現在よりも実効性の高い仕組みを導入することは難しいのではないかと思われる。

第三に、消費税を年金目的税とした場合に、医療や介護に対する国庫負担の財源をどこに求めるかという問題である。これは、年金固有の問題ではないが、国民年金の保険料の未納問題よりも大きな問題になることは間違いない。

いずれにせよ、国民年金の保険料の未納は、現役世代の負担者との関係や、将来の低年金・無年金問題の発生を考えると解決しなければならないので、現行の保険料方式は改めるべきものとする。

B

【 解答のポイント】

(1)

(制度設計上の課題)

新制度の給付水準、給付カーブ、給付算定式等についてどのように設計し運営していくかについて、例えば以下の観点で方法論やメリット・留意点に触れ、論点整理を行っていること。

- ・ 給付水準については、一本化されることが望ましいが、高いほうに合わせると掛金増加の問題、低いほうに合わせると不利益変更の問題が生じる。中間的な水準でも両方の問題が生じてしまう。
- ・ 不公平感をなくすためグループ区分を設け給付水準を維持する方法、あるいは過去分は合併前の水準とし将来分について一本化する等の方法が考えられる。これらの方法は、納得性が高いものの、事務が複雑になることや不利益変更を伴うことなど課題は残りうる。
- ・ 給付カーブについては、元利合計カーブにすると個人毎の過去分の給付や将来分の掛金と給付の整合性も分かりやすく合理的に管理でき、さらにキャッシュバランプランを導入すると金利水準に応じて全体の給付額が連動することで年金財政上の安定化効果も期待できる。

(財政運営上の課題)

合併前の基礎率の相違、積立水準の差異、合併時の不足金の解消等から生じる新たな掛金負担を新制度においてどのように調整し、運営していくかについて、例えば以下の観点で事象の説明だけでなく課題やその対応手段に対する自身の考えをしっかりと述べていること。

- ・ 合併前基金の予定利率等の基礎率に乖離がある場合、合併に際して掛金が大幅に変動する可能性がある。特に合併前基金の予定利率が高く設定されている場合には、合併後においては、年金財政の安定性を高めるため、予定利率は適正水準に引き下げるべきである。また、急激な掛金負担の増加に対する緩和策について触れても可。
- ・ 合併後の基金における未償却過去勤務債務にかかる掛金負担をどのように設定するかは、双方に納得感がある設定かどうか重要。合併前の未償却過去勤務債務と合併後の未償却過去勤務債務とを別々に管理することや掛金負担が同水準となるよう給付水準の調整を行い、合併により特別掛金が急激に変動することを抑制する方策が考えられる。
- ・ 合併にかかる財政計算時に不足金がある場合には、当該不足金を解消する必要があるため、合併とは直接関係のない要因で、特別掛金が増加する可能性がある。掛金増加の緩和策として、当該不足金は合併にかかる調整金として、一旦資産勘定に計上し、その後一定期間内に段階的に取り崩すことにより、合併時の急激な掛金変動を抑制し、安定的な財政運営が期待される。但し、合併後において基金の財政基盤に改善が期待されない場合には、安易に不足金は繰り越すべきでない。

(2)

総合設立の基金の合併は基金存続のため有効な手段のひとつと言われているが、現実における合併事例は多くなく、基金存続の選択肢として採用するのは難しい一面もある。このような状況を踏まえ、受

験者自身が合併の有効性についてどのように考えるか自らの考えを表明し、その根拠について示すことができなければ可とする。

例えば、合併には以下の「メリット」があげられる。

- ・ スケールメリットを高めることができ、安定運営できる規模を確保できること
- ・ 資産規模が拡大することから資産の多様化やポートフォリオの柔軟化を図ることができ、長期的な基金の安定に寄与することができること
- ・ 一定の事務費用や人件費等を効率化できること

一方で、合併には以下のような「障壁」も存在する。

- ・ 合併相手そのものを見つけることが難しいこと
- ・ 単に合併するだけでは財政的な効果は限定的であること
- ・ 合併相手との制度上、財政上の相違点について対応が必要となること

合併を基金存続のための手段として有効と考える場合には、(1)での解答内容にも触れながら、これらの「障壁」を乗り越えることが必要であることを示し、合併の「メリット」を最大限生かすことについて触れた答案が考えられる。

【模範解答例】

(1)

(制度設計上の課題)

基金の合併に際し、制度設計面においては、新制度の給付水準、給付カーブ、給付算定式をどのように設計し運営していくかが主な論点と考えられる。

まず、給付水準については、一つの基金となる以上、給付水準は一本化されることが望ましい。しかし、給付水準を高いほうに合わせる場合、掛金の増加につながり、逆に低いほうに合わせる場合、給付水準の高い基金の加入員にとっては不利益変更となる。また、合併前の給付水準によらず新たな給付水準を設定することも考えられるが、同様に掛金増加及び不利益変更が生じうる。

総合型基金は中小企業が主たる設立事業所となっていることが多く、設立事業所の財務状況は様々であるため、掛金負担に対する自由度が高くないことが多い。また総合型基金自体の財政状況が芳しくないことも少なくない。この状況下において、給付水準を高いほうに合わせ掛金を増加させてまで合併を希望するケースは少ないものと思われる。また、合併を理由として給付を削減することは法令上認められているものの、老後の所得保障という年金本来の意義に照らすと給付の削減は安易に行うべきでなく、慎重な対応が必要である。

この掛金の増加と不利益変更の問題を解決するために、給付水準の一本化を行わずグループ区分を設け、給付水準を維持することも考えられるが、その場合には事務面が複雑になるなど合併の効果が限定されることになる。

ひとつの有効な解決手段として、過去分については合併前の給付水準を維持し、将来分については新たな給付水準を設定することが考えられる。この場合、合併前の期間の受給権の一部が保全されることになるため加入員に理解が得られやすい。一方、将来分については、給付水準の差異によるグループ区分をいくつか設け、設立事業所毎に掛金負担能力を勘案して加入するグループを選択することができる仕組みとする。これは給付水準調整による掛金増加を抑制できるメリットがある。但し、この方法においても不利益変更などの課題も残りうることに留意が必要である。

一方、給付カーブについては、元利合計カーブにすると個人毎の過去分の給付や将来分の掛金と給付の整合性も分かりやすく、合併後の制度に導入しやすいと考える。また、今後において事業所脱退等が生じて脱退差損が生じにくく、年金財政の安定化に繋がるといったメリットもある。

さらに、キャッシュバランスプランを導入すると、合併前期間にかかる既得権の給付が長期国債等の応募者利回り相当の利息が加味され既得権の維持という観点において納得性が高く、金利水準に応じて全体の給付額が連動することで年金財政上の安定化効果も期待できる。

(財政運営上の課題)

財政運営上の課題としては、合併前の基礎率の相違、積立水準の差異、合併時の不足金の解消等から生じる新たな掛金負担を新制度においてどのように調整し、運営していくかが論点になると考えられる。

合併前基金の予定利率等の基礎率に乖離がある場合、給付水準に差がない場合であっても、合併に際して掛金が大幅に変動する可能性がある。特に、合併前基金の予定利率が高く設定されている場合には、合併後においては、年金財政の安定性を高めるため、とりうるべき運用リスクについて再検討した上で、予定利率は適正水準に引き下げることが望ましい。

合併に際して予定利率を引き下げた場合には掛金負担が増加することになるが、急激な掛金負担の増加を緩和するため、予定利率を引き下げたことによる後発債務については20年以上での償却も可能にするよう基準の見直しを行うことにより、予定利率引き下げのインセンティブが働き、長期的には制度の持続可能性を高めるものとする。但し、特別掛金の償却期間を長期間で設定した場合には、償却期間中に加入員が減少すると償却が予定通り進まず、結果的に将来的な負担の増加に繋がってしまうことに留意が必要である。例えば、縮小傾向にある業界の基金と、その業界の人材の受け皿となっているような業界の基金とが合併するなど、合併後の基金において一定水準の加入員規模を安定的に確保できることが見込めるような場合においては、償却期間を長期間で設定することも合理的であるとする。

また、合併後の基金における未償却過去勤務債務にかかる掛金負担をどのように設定するかは、双方に納得感がある設定かどうかが重要である。特に合併前基金におけるそれぞれの積立水準が大きく異なる場合は、合併時に特別掛金が大幅に変動する可能性がある。従って、事業所間の掛金負担の公平性を勘案して、合併前の未償却過去勤務債務と合併後の未償却過去勤務債務とを別々に管理することとし、合併後の未償却過去勤務債務については、全事業所共通の特別掛金とするものの、合併前の未償却過去勤務債務については、それぞれの合併前基金の設立事業所が負担することとしたり、給付水準の一本化は行わず掛金負担が同水準となるようそれぞれの基金が給付水準を調整するなど、合併により特別掛金が急激に変動することを抑制する方策が考えられる。

さらに、合併にかかる財政計算時に不足金がある場合には、当該不足金を解消する必要があるため、合併とは直接関係のない要因で、特別掛金が増加する可能性がある。但し、合併は総合設立の基金基盤を強化し、制度の持続可能性を高めるものであるととらえ、平常時の財政運営基準をそのまま適用するのではなく、合併時の財政計算においては不足金の解消は必須としないよう基準を見直すことも考えられる。また、合併時に解消しなかった不足金は、合併にかかる調整金として、一旦資産勘定に計上し、その後一定期間内に段階的に取り崩すことにより、合併時の急激な掛金変動を抑制し、安定的な財政運営が期待される。但し、合併後において基金の財政基盤に改善が期待されない場合には、安易に不足金は繰り越すべきでなく、あくまでも原則的な基準に則って、合併時の不足金は解消すべきものとする。

(2)

(以下では、合併が有効な手段であるという視点で論ずる)

総合型基金の合併は基金存続のための有効な手段であると考えられる。基金の合併には以下のメリットがあると考えられる。

- ・基金の合併により、スケールメリットを確保できることが何よりのメリットといえる。事業規模の拡大により事業運営が安定化し、特に財政運営においては大数の法則がより強く働くことから、基礎率の予定と実績の乖離の縮小効果が期待できる。
また、事業運営の安定化により基金の社会的信用の向上も考えられることから、従業員にとって老後の所得保障の安心感を与えることができる。この結果、新たな合併や事業所の編入等のチャンスも増え、さらなる事業運営の安定化を期待することもできる。
- ・運用資産の拡大による資産の多様化やポートフォリオの柔軟化を図ることができ、分散投資によるリスクの低減効果や、運用報酬等の手数料の圧縮、また、基金の規模拡大により資産運用の専門機関の設置や専門家の増員が可能となり、運用自体の効率化も図られる。
- ・基金の合併により事務の効率化が期待できる。合併による事務の統一化の問題もあるため合併直後は逆に基金の負担増加も考えられるが、うまく整理ができれば最終的には事務費用や人件費を圧縮し、事務費掛金の減少効果が期待できる。

以上により、基金の合併メリットは決して少なくはないと考えるが、単に合併するだけでは財政的な効果は限定的であり、合併を契機に制度設計等の見直しを図り、長期にわたり安定的に制度を運営できるような基盤を構築することが重要である。また、人員構成や制度設計、財政運営がある程度類似している基金同士でないと合併は簡単に実現できるものではなく、現実においても総合型基金の合併の事例は少ないのが現状といえる。また、仮に合併相手の候補も見つかったとしても完全に制度設計や財政運営が同一であるわけではない。合併の実現に向けた過程においては、上記の(1)で掲げた諸問題について検討し、解決していただくだけでなく、合併により上記の掲げたメリットを十分に享受することが可能か検証することも重要である。さらに、合併の実現には加入員や事業主をはじめとした関係者の理解も必要となり、大変な時間と労力を要するプロジェクトといえる。

いずれにしても、総合型基金の多くは、現状の財政運営において社会環境が悪化するなか難しい舵取りが求められており、解散の選択肢を取る基金や、解散できずにやむを得ず存続している基金もあると考えられる。しかしながら、基金の設立母体の多くを占める中小企業の従業員に対する老後の所得保障に対しては、基金が一定の寄与を果たしているといえ、合併により基金の存続の可能性がより高まるのであれば積極的に検討していくべきである。

厚生年金基金は、公的年金と相まって老後の所得保障を果たす大きな役割を担っており、今後基金のあり方を協議することが重要であり、合併はそのうちの重要な選択肢の一つであると考えられる。